

【新型コロナ】知事メッセージ

令和2年4月20日（月）

はじめに、医師や看護師、病院スタッフの皆さん、そして、感染症対策に携わる保健所や臨床検査技師の方々など、新型コロナウイルス感染症との戦いの最前線で懸命に御努力いただいている関係の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

また、感染の拡大防止に向けて、事業活動の自粛など様々な御協力を頂いている県民の皆様に改めて感謝を申し上げます。

4月16日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域を全ての都道府県に拡大することが決定されました。これを受けて、本県におきましても、翌4月17日に、県民の皆さんに対して、不要不急の外出の自粛をお願いしたところであります。

一方、本県においてはここ数日間においても感染者数が急増しており、爆発的な感染拡大を防ぐための瀬戸際の状態が続いています。

また、緊急事態宣言の対象地域の拡大により、近隣県においては、施設の使用制限等を要請する自治体が増えてきております。こうした状況を踏まえ、都道府県をまたいだ不要不急の移動、特に大型連休期間における近隣県から本県への不要不急の人の移動を最小化し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るためには、更なる取組を実施する必要があるとの判断に至りました。

そこで、明日4月21日から5月6日までの間、福島県全域において、次の2つの緊急事態措置を追加して実施することといたします。

まず1点目は、施設の使用制限について協力を要請いたします。病院、薬局、食料品売場、公共交通機関など社会生活を維持する上で必要な施設や、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、介護施設等の社会福祉施設等を除く施設については、休業をしていただくようお願いいたします。

要請に応じて休業していただいた事業者の方々には、（仮称）協力金をお支払いすることとし、速やかに具体的な内容の検討を進めてまいります。

2点目は、イベントの開催自粛について協力を要請いたします。イベントの主催者に対して、規模の大小や屋内・屋外の場所にかかわらず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントについて開催を自粛していただくようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大をなんとしても抑制するため、県民の皆様、事業者の皆様に、次の点について改めてお願いをいたします。

【県民の皆様へ】

- 咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底してください。また、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けるようお願いいたします。発熱や咳など、少しでも症状があれば、通勤や通学は控えてください。
- 5月6日までの間、不要不急の外出の自粛をお願いいたします。特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出は控えるよう強くお願いいたします。
- また、都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛をお願いいたします。
- 就職や転勤などのやむを得ない事情で、特定警戒都道府県から転入された方につきましては、感染拡大防止の観点から、2週間は不要・不急の外出を控え、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いいたします。
- 新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしないようお願いいたします。

【事業者等の皆様へ】

- 従業員とその家族、お客様などを守るため、事業所内での手洗い、咳エチケット等の感染対策に取り組むとともに、発熱等の症状がある従業員への出勤免除など、健康管理の徹底を改めてお願いいたします。
- 特定警戒都道府県からの異動者、通勤者がいる事業所におきましては、やむを得ず業務に従事する場合であっても、在宅勤務やテレワークの推進など、最大限の感染症対策をお願いいたします。
- 事業者の皆様におかれましては、社会生活を維持する上で必要な施設や、社会福祉施設等を除く施設については、5月6日までの間、休業をしていただくようお願いいたします。
- イベントの主催者におかれましては、規模の大小や屋内・屋外の場所にかかわらず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントについて、5月6日までの間、開催を自粛していただくようお願いいたします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が、医療現場の負担を減らし、社会を守ることにつながります。県民の皆様、事業者の皆様には御不便、御苦勞をおかけすることになりますが、日常生活に必要な施設等については休業をお願いすることはありませんので、これまで同様、冷静な対応をお願いいたします。全県一丸となってこの困難、難局を乗り越えていくことができるよう、皆様のお力添えを引き続きよろしくお願いいたします。